

## 経営革新コーディネート事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人塩尻市振興公社（以下「公社」という。）が行う経営革新コーディネート事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本事業は、経営の向上を図る中小企業者等が抱える種々の課題（技術、情報化、経営等）に対し、「経営革新コーディネートチーム」のチーム員から推薦を受けた専門家の利用を促し、適切な診断及び助言を行うことによって課題の解決を図り、もって経営の向上を図る中小企業者等の順調な発展及び成長を促進することを目的とする。

### (支援対象企業)

第3条 本事業において支援の対象とする者は、塩尻市内に本社及び事業所を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業のうち、次の各号のすべてに該当する者（以下「支援対象企業」という。）とする。

- (1) 経営革新等経営の向上を目指す意欲のある者
- (2) 経営革新等経営の向上に関する目的又は目標が明確である者

(3) 本事業により、支援の効果が期待できる状況であると判断される者

(利用申請)

第4条 支援対象企業が本事業を利用しようとする場合は、「経営革新コーディネート事業利用申請書」(様式1)により申請を行うものとする。ただしその場合、「経営革新コーディネートチーム」チーム員との共同申請とする。なお、「経営革新コーディネートチーム」チーム員は、塩尻商工会議所、市内金融機関及び公社職員にて組織する。

2 前項の「経営革新コーディネートチーム」チーム員は、本事業を実施するため、企業経営又は技術の実務経験者等幅広い分野に知見があり、支援対象企業の課題解決に適した専門家について、前項の事業利用申請書にて推薦するものとする。

3 前項の専門家は、次に掲げる者とする。

(1) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、情報処理技術者その他の公的資格を有する者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の大学の教授、助教授、講師の職にある者その他これらの職に準ずる職にある者

(3) 外部(自己の所属する事業所等以外)への中小企業等に対する専門分野の診断及び助言に関し5年以上の実績を有する者

(4) その他、公社理事長が特に必要と認める者

4 第2項の専門家は、事業利用申請書の提出に合わせ、本事業に係る費用の見積書の提出を行うものとする。

(利用決定)

第5条 社は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、社理事長の審査を経て事業の利用を決定するものとする。

2 社は、前項の規定に基づき利用を決定したときは、支援対象企業に対して通知する。

(本事業に適さない支援対象企業及び専門家)

第6条 支援対象企業が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、前条第1項の規定による決定をすることができない。

(1) 診断及び助言の成果について公表することに同意できない場合。ただし、公表することによって経営上の損失が生じることが予想される場合を除く。

(2) 診断及び助言について専門家の事務所において行おうとする場合。ただし、やむを得ない事情があると社が認めた場合は、この限りでない。

(3) 単に専門家による資料等の作成代行（ホームページ作成等含む。）と認められる場合

(4) 支援対象企業の要請に基づき、複数の企業に対して診断及び助言を行おうとする場合（集団研修等）

(5) その他公社が支援の対象として相応しくないと認めた場合

2 次の各号のいずれかに該当する者は、専門家とすることができない。

(1) 支援対象企業の役員又は社員の身分を有する者

(2) 利用の申請をした支援対象企業における役員等の4親等以内の親族である者

(3) 利用の申請をした支援対象企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50パーセント以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者

(4) 支援対象企業が、発行済み株式の総数若しくは出資価額の総額の50パーセント以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者

(5) 支援対象企業との間で、継続して診断・助言を受ける契約（顧問契約等）を締結しているまたは締結していた者

(利用回数及び時間)

第7条 一事業年度において、一の中小企業が利用することができる回数は、5回を超えることができない。ただし、公社理事長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 一事業年度において、一の中小企業が利用することができる専門家は、同一とする。ただし、公社理事長が特に必要と認めた場合は、複数の専門家を利用することができるものとする。

3 専門家の一回当たりの利用時間は、原則として3時間程度とする。この場合において、専門家の支援場所までの往復の移動時間は含まないものとする。

(専門家とのマッチング)

第8条 第4条第2項の専門家を推薦した「経営革新コーディネートチーム」チーム員（以下「推薦者」という。）は、当該専門家（以下「支援専門家」という。）と、第5条第1項の規定により利用の決定を受けた支援対象企業（以下「支援先企業」という。）を事前に引き合わせ、支援専門家の診断方針等と支援先企業の相談内容とのすり合わせを行わなければならない。

(利用の中止)

第9条 支援先企業が本事業の中止を申請しようとするときは、推薦者と協議の上、あらかじめその旨を公社に書面にて提出し、その認定を受けなければならない。

2 前項の場合のほか、公社は、支援先企業において天災その他やむを得ない特別の事情があり、本事業の継続が困難と認めるときは、本事業を中止することができる。

(利用回数の変更)

第10条 支援先企業が、第5条第1項の規定により決定された利用回数の変更をしようとするときは、推薦者と協議の上、あらかじめ公社に書面にて提出し、承認を受けなければならない。ただし、あらかじめ公社に利用回数を減ずる旨報告した場合は、この限りでない。

2 前項の承認をするに当たっては、支援先企業、推薦者及び支援専門家の意見を聴取し、公社理

事長の審査を経て、承認を決定するものとする。

(支援専門家の変更)

第11条 支援先企業は、支援専門家の診断及び助言の内容が希望した内容と合わないと判断し、推薦者が認めたときは、公社と協議の上、支援専門家の変更をすることができる。ただし、支援専門家の変更は1回限りとする。

(報告書の提出)

第12条 支援専門家は、事業の最終回を行った日の翌日から起算して10日以内に、業務報告書を作成し、公社に提出しなければならない。

2 支援先企業及び推薦者は、事業の最終回が行われた日の翌日から起算して10日以内に、事業報告書及び今後の対応等に関する報告書を共同で作成し、公社に提出しなければならない。

(支援専門家の義務)

第13条 支援専門家は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 支援専門家は、この要領の規定に基づき診断及び助言を行った支援先企業に対して、事業終了後、当該診断及び助言と同一の内容の診断及び助言を行った場合においては対価を求めてはならない。

3 支援専門家は、公社の求めに応じ、診断及び助言の進捗等について報告するものとする。

4 支援専門家は、本事業の実施に当たって、他の者への再委託等を行ってはならない。

(推薦者の義務)

第14条 推薦者は、支援先企業に対する支援専門家の診断および助言の場に同席しなければならない。ただし公社理事長が認めた場合は、初回、中間及び最終以外の同席は問わないものとする。

2 推薦者は、公社の求めに応じ、診断及び助言の進捗等について報告するものとする。

(支援専門家への謝金等の額)

第15条 支援専門家に対しては、謝金を支払い、費用を弁償する。

2 謝金の額は、第5条第1項の規定により決定された派遣回数（第9条又は第10条の規定に基づき派遣回数に変更された場合にあっては、当該変更された派遣回数）について、その派遣1回につき3万円を上限とする。ただし第7条第1項の規定により利用回数が5回を超える場合、総額で15万円を超えることができない。

3 費用弁償の額は、公社職員の旅費規程に準じて支給する。ただし、前項の金額を上限とする。

4 前項の場合において、県外在住の支援専門家に対する費用弁償の額は、当公社事務所（塩尻市大門八番町）を基点として算出した額若しくは市外専門家の自宅または勤務地から算出した額のうちのいずれか低い額とする。

(支援専門家への謝金等の支払い)

第16条 公社は、支援専門家並びに支援先企業及び推薦者から第12条の規定による報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは支援専門家に対して謝金を支払い、費用を弁償するものとする。

(支援先企業の負担)

第17条 支援専門家への謝金と費用弁償の実際の額が第15条第2項の金額を超える場合、支援先企業は、その差額を支援専門家に対し直接支払うものとする。

(事後評価)

第18条 公社は、支援専門家及び支援先企業から提出された報告書、効果把握のためのヒアリング調査等の結果に基づき、事後評価を行うものとする。

(効果の把握に対する調査協力)

第19条 支援先企業及び推薦者は、公社が行う第5条第1項の現地調査及び前項のヒアリング等の調査に協力するものとする。

(免責)

第20条 社は、本事業の実施に関して支援専門家又は支援先企業に損害が生じた場合においても、その責を負わないものとする。

(その他)

第21条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。